平成２３年（フ）第１９５号
大阪府泉南市信達市場382番地の１、前本店所在地大阪府泉南市新家2038番地の１
破産者　株式会社弘和建設工業（旧商号株式会社新生建設）
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
大阪府岸和田市岡山町231番地
破産者　有限会社ノーブル
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
大阪府貝塚市三ケ山1806番地
破産者　有限会社岸本
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８２７号
大阪府岸和田市吉井町２丁目９番18号
破産者　関西アーティック株式会社
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７４号
大阪府泉大津市東雲町11―14アステージ泉大津Ⅱ802号
破産者　株式会社サツキ建築設計事務所
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕346番地の３
破産者　木村商事株式会社
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
北海道旭川市神居町上雨紛193番地１
破産者　株式会社海川工業
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０１号
東京都小金井市貫井南町５丁目14番地20号
破産者　有限会社富士化粧品店
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１０２号
東京都小金井市貫井南町５丁目14番20号
破産者　小谷　勝好
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１０３号
東京都小金井市貫井南町５丁目14番20号
破産者　小谷　菊江
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４４６号
東京都府中市府中町１丁目19番地の２コーポヤマモト201
破産者　星野　雅之
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４４９号
東京都稲城市東長沼1485サングリーン３―302
破産者　有限会社モリモト・エンジニアリング
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５０号
東京都稲城市大丸187番地コーポリアス202号室
破産者　森本　佳秀
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６４号
静岡市清水区草薙杉道３丁目２番20号
破産者　株式会社陽月
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
名古屋市南区鶴田１丁目２―５、住民票上の住所三重県志摩市大王町波切2130番地１
破産者　尾上　浩文
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１３５２号
京都市西京区桂芝ノ下町35―４―101
破産者　さんえい出版株式会社
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４０号
京都府向日市寺戸町蔵ノ町22番地86
破産者　有限会社ナイスインテリア
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
高知県安芸郡東洋町白浜49番地
破産者　株式会社小松大太郎商会
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
大分県別府市大字鶴見1719番地の１
破産者　株式会社エースリーコーポレーション
１　決定年月日　平成24年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２８９号
滋賀県東近江市平田町103番地５
破産者　森本　悦弘
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１０号
滋賀県近江八幡市中村町727番地１
破産者　脇坂　茂夫
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１号
滋賀県近江八幡市中村町727番地１
破産者　脇坂　高子
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部